

(第一類 第二号)

衆議院法務委員会議録 第十 六号

平成二十八年五月十一日(水曜日)

午後一時九分開議

出席委員

委員長

葉梨 康弘君

理事

安藤 裕君

理事

吉野 正芳君

理事

逢坂 誠二君

理事

あかま 二郎君

同日

辞任

石崎 徹君

補欠選任

加藤 鮎子君

辻 清人君

門 博文君

同日

辞任

石崎 徹君

補欠選任

工藤 彰三君

堀井 學君

同日

辻 清人君

同日

宮川 典子君

吉田 宣弘君

同日

若狭 勝君

中谷 真一君

吉田 宣弘君

同日

若狭 勝君

中谷

申します。

まず、外国人技能実習機構についてであります。昨日の委員会においても、参考人から幾つか指摘事項がございました。特に、新たに設置される外国人技能実習機構について、今後の運用、これに対する評価に直結すると思いますが、やはりこれは、いざれにしても、外国人労働者 日本全国平等に四十七都道府県あるわけではございません

ので、そういう意味では若干、我が群馬県においても偏りはあります。

やはり適正な職員の配置ができるかということが大きな課題になるうかと思いますが、ここで、そ

○宮川政府参考人　外国人技能実習機構の組織体の職員の配置の基準等について御説明をいただければというふうに思います。

制につきましては、本部及び全国十三ヵ所の地方事務所を設置することとしておりまして、合計三百三十名程度の本削を予定しておりますが、そ

所約二百五十名というふうになつてござります。

特に、地方事務所の職員につきましては、監理団体の数あるいは地理的な特性というものなどを総合的に勘案して配置したいと考えております。

て、各地域において見込まれる業務量に対応できるものと考えたいと考えております。

も、業務量に対応して適正な職員の配置、このこと

くつたにもかかわらず、要望に応えられない、マ
ンパワーが足りないんです」というような言いわけ
では、なかなか、せっかくの設置が意味がなくな
る。

るということになりますので、しっかりと現状を見ながらの適正な配置をお願いしたいというふうに思ひます。

統しまして、このたびの改正において、外国人の労働者の人権を守るという観点から、申告権について。

これは先日の参考人からも高い評価をいたしました。たわけですが、やはり外国人労働者、異国の方でありますから、味方は一人でも多い方がいいわけですね。せっかくの権利でもありますので、これを有効に活用させてあげる、そういうことでも大事だというふうに思います。

今後の課題かと思いますが、やはり申告権を行使するに当たって、例えば弁護士さんですとかNPO法人の代表ですか、そういう民間の方も含めて代理人という観点も必要なのではないかなどいうふうに思いますので、今回、申告権についての、代理人の活用についての御所見をお伺いできればというふうに思います。

○井上政府参考人 委員官吏指摘の申告権は、本案第四十九条の規定でございます。その第一項で、実習実施者や監理団体の役職員について、この法律やこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合に、技能実習生がその事実を主務大臣に申告することができる」とし、第二項において、この申告をしたことを理由として、実習実施者や監理団体の役職員が技能実習生に対し不利益な取り扱いをすることを禁止する、そのような規定でございます。

この規定は、実習実施者や監理団体から人権侵害や労働法令違反行為を受けるなどした技能実習生が、後難を恐れてためらうことなくそうした事実を申告できるようにするための規定でござります。

したがいまして、基本的には技能実習生が直接申告することを想定しておりますが、代理人を介してする場合を排除すべき理由もなく、その趣旨に照らしまして、代理人を介しての申告も含むものと解しております。

○笛川委員 今の御答弁、大変ありがとうございます。

先日の参考人からいろいろな指摘がありまし

ではないわけですね。そういう意味において、今

のような形で、代理人も含めてサポートしてあげることは大切なことだと思いますので、その辺の運用について、もう一度お伺いしますが、代理人

を排除するものではないということになりますので、ちょっとと明確にもう一度言つていただけますか。このことは非常に大刃なことなんですよ。

○井上政府参考人代理人を介しての申告も認めるもの、そのように解しております。

○笛川委員 ありがとうございました。
続いてですが、申告を行った実習生等について、一時避難先を提供するということでありま

私の地元でも、福祉法人がやっている施設として、家庭の中のDVの被害に遭った方が、どうし

多層の構造の中でも、何をもってしてもそこから逃げたい、いわゆるシエルターですね、そういう形で整備をして、駆け込み寺み

たいな形があるんです。その場所についてはもちろん、DVを使っている旦那さんは秘匿していますので、話はいたしません、接触も禁じられます。

ますから。そういう配慮をなさるわけなんですが、実習生に一時避難先を提供ということが具体的のことどのようなケースを想定しておられるのか、

○宮川政府参考人 御説明をいたただければと思ひます。

実習生に対します一時過難先の提供でござりますが、これは、受け入れ機関による例えは人権侵害等が認められまして、当該受け入れ機関のもと

で実習継続が困難と判断されるような場合には、新たに設立する外国人技能実習機構におきまして、一つは、実習生本人の希望も踏まえつつ、新

たな実習先を確保するための連絡調整等の支援を行なうわけですが、それにあわせまして、それまで

の受け入れ機関が用意した宿舎に滞在し続けることが困難な事情があると認められる場合には、新たに受け入れ機関による宿舎の確保までの間の一時的に利用することができる宿泊先、これを機構が確保、提供しようと考えているところでござります。

—

それから、送り出し国それから機関について、特に送り出し機関について、余り過重に期待するに送り出し機関について、余り過重に期待すると、加工したものが出でこられても、これはまた実態とはかけ離れたものになる可能性も、それは想定内ということになるかもしれませんので、いずれにいたしましても、この制度が、国内外の批判に対ししっかりとこういうものですという説明ができるよう、やはり理解に資するように、しっかりととした調査をこれからも心がけていただきたく思います。

実習に關係する國の機關及び地方自治体等によって構成されるものでありますけれども、こういた地域協議会も組織することが規定されておりますので、これらを活用することで、より適切に才能の修得が行われるよう、關係機關との連携の強化を図つてまいりたいと考えております。

さつき多言語化という話をしましたけれども、大泉町、何と五十三ヵ国なんですよ、国数でいうと。ただ、これは、バブルのときにはラジル、いわゆる日系ですね、そういう方たちが入ってくれたので、全体でいうと大体八割ぐらいが南米系の方なんですよ。しかし、それでも、だんだんやはりそのほかの地域の人があえてきているわけですね。

その中で大変苦慮しているということであつて、昨年も、実は大泉町の村山俊明町長がわざわざ方なんですよ。しかし、それでも、だんだんやはりそのほかの地域の人があえてきているわけですね。

また、地域社会が技能実習生を受け入れ、互いに理解し合い、共生するための取り組みは、地域住民にとりましても、他国の文化に触れ、国際感覚を養う機会となるものと考えております。この点、現在でも、例えば地元の自治体の皆様あるいは民間団体の皆様が技能実習生とのさまざまな交流会を催すなど、各地でいろいろな自主的取り組みがなされておりますが、新しい制度においては、これらをさらに推進してまいるためきましては、これらをさらに推進してまいるため

さて、実習生が母国で活躍するにおいて、日本もまだまだ海外での経済プロジェクトをやっておりますが、そういうものとしっかりと連携をすることも大事なことではないのかというふうに思うんですね。

もありますので、ある意味、この制度の批判となるものは、どちらかというと法務省の方があが大きいわけですから、そういうことも含めて、ぜひ、他の省庁さんとも連携をこれから強めて、なお一層深めてやつていただきたいというふうに

い　波　呂　也　に　頗　す　こ　と

ざ東京までおいでいただいて、地元の小さな自治体として非常に対応に苦慮していると。特に、今言つたようにブラジルの方が多いもので、ブラジルの大統領選挙の投票所にもなつたんですよ。そのとき、別に国から何の援助もなかつた。町の予算で交通整理だ何だ、投票所だ何だということなんですよ。

そういう意味において、さまざまなもの問題を抱えているにもかかわらず、これは地方自治体から見て、国は縦割り行政であつて、こつちの問題はあつちです、そこの問題はこつちですといふよう

に後押しからしてまいりたいと考えております。
例えば法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書でも指摘されておりますように、実習生と地域社会との共生に取り組んでいることを優良な監理団体及び実習実施者としての評価要素の一つとして位置づけることによりまして、共生のための自主的な取り組みがさらに広がるようにしていくたいとも考えております。

○笹川委員 ありがとうございました。

そうですね。受け入れ団体の方でも積極的に地域社会に貢献をするということは大切なことでありますね。

ので、法務省としての御所見があれば、大臣、お伺いさせてください。

○岩城国務大臣 技能実習制度は、人づくりを通じた発展途上国の支援につながるものでもありますし、いわばODAとの目的を同じゅうするものもあるとも考えております。

は、地域社会にとつては、住民になつて生活者の一員になるわけですね。ただ、これは、何の資格ないんで来ようが実は地方にとつては余り関係ないんですよ、技能実習だろうが何だろうが、地域にとつては生活者であり、住民であります。

なことなんですね。できれば窓口を一本化してもらいたいという声も非常に強いんですね。これでは、外国人集住会議の中でも大方の皆さん方はそういう御意見であります。

そこで、大臣にお伺いしたいのは、今回の改正で、多文化共生社会の実現に向けてどのような貢献ができるのか、その辺についてのお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○岩城国務大臣 今、大泉町の例をおとりにならえて、多文化共生社会、その実現に向けた取り組みといいますか、法務省はどう考えておるかといふおただしだったと 思います。

りますので、それを後押しするという今度の制度についてのあれでござりますので、その辺については、法務省さんの御決断というか、やつていただけたということになりますから、それはしつかりと、法務省さんとしてなお一層ぜひ後押しをしていただきたいと思います。

携をとつていくことが大事だと思っております。
また、ほかの省庁との連携、経済産業省の話を
委員がされましたけれども、そのことにつきまし
ては、この法案では、事業所管大臣を中心となっ
て構成される事業協議会や、先ほど局長から話が
ありました地域協議会、これは地域における技能

題に直面をして苦慮して対応しているのも、またこれは現実なわけあります。

考えております。

國人の労働者の問題というものをお考えいただい
て、心の片隅に置いておいていただきたいということを強く要望させていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で笹川博義君の質疑は終了いたしました。

次に、井出庸生君。

○井出委員 民進党、信州長野の井出庸生です。

きょうもよろしくお願ひをいたします。

最近、インターネットでは、何か、すばらしい対応であるとかそういうものを神対応と。私は余り使わない言葉なんですが。ぜひきょうは神答弁をよろしくお願いしたいとまず申し上げて、質問に入つてまいります。

先ほど笹川先生から実習機構の体制についての御質問があつたので、私もちょっと関連でそこから入りたいのですが、本部八十名、地方事務所等十三カ所、二百五十名、三百三十名体制だと。現状、二十万人近く実習生がいる、制度の拡充、拡大、ふえる要素も十分考えられる中で、それで果たして人員が足りていくのかどうか、そのところ、まず局長にその見通しを伺いたいと思います。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

外国人技能実習機構につきましては、本部及び全国十三カ所の地方事務所の設置ということで、本部約八十名、地方事務所約二百五十名、合計三百三十名程度の体制を予定しているところでございます。

このような中で、地方事務所に厚く二百五十名配置し、監理団体につきましては年一回、実習実施機関につきましては三年に一回の実地検査ができるような体制をとるという形で、こののような体制を考えているところでございます。

○井出委員 監理団体は一年に一回、実習機関は三年に一回と。特に実習機関の三年に一回というところは、この法律の制定を機に制度を適正に運用していく、特に待遇の問題ですとか労働関係の

違反がないかとか、そういうところをやつしていく上では、三年に一回というのはやはりどうしても不十分ではないかと思わざるを得ないのであります。

実習機構と多少関連性があるかなというところ

で、二〇二〇年までの特別な措置として、今、建設業の方で実習生の受け入れが進んでおります

が、そこを一般財團法人国際建設技能振興機構というところがやつております。監理団体がたしか百数十で、その国際建設技能振興機構が対象としているのは、優良で、さらに二年、期間の延長が認められたところで、数は少ないと聞いておりますが、機構が一年やつてみて、その機構におりますが、機構が一年やつてみて、その機構に

おりませんが、機構が一年やつてみて、その機構にこの間話を聞いたら、そこは、少なくとも監理団体は一年に一回やつたと。その企業についても、全てではないんですけど、私が数字を聞いた限りでは、六割、七割、この一年でチェックをしていただいているな、それは大変結構なことだなど受けとめたんです。

その体制が当初どうで、どうなってきたのか、そのあたり、もし御存じであれば教えてください。

○宮川政府参考人 今御指摘の建設業関係のものにつきましては、国土交通省所管ということで、私どもとして詳しく述べておるところはございません。

外国人技能実習機構につきましては、この役割が極めて重要であるという観点から、年に一回は行こうと。実習実施者に對しましては、優良な方を除けば三年間が技能実習の一つのクールということであれば、実習中に一回実地検査が行われることで、何か試験的に連絡所といふものを設けたと聞いております。

この仕組みを聞いていて、そういう地方の人材を活用していく、この三百三十人でやれるだけのことをやつていただくのはもちろんなんですけれど

、この仕組みを聞いていて、そういう地方の人材を活用していく、この三百三十人でやれるだけのことをやつていただくのはもちろんなんですけれども、やはり臨機応変に、特に、今回の法改正で制度がより適正なものとなつていくんだ、実習生のトラブル、そういう違反事例なんかに対しても、やつと向き合っていくんだ、そういうことであれば、ぜひ、この国際建設技能振興機構がやっているような人材確保の方法というのも、この機構は皆さんの個人の人脈で始められた。別に個人

ばかり、外国人実習生を受け入れたら御近所からうるさいと苦情が来た、そういうときは転籍を認めたというようなお話をありました。そういうことにこれからも対応していただくためには、やはり三年に一度というところは何とか改善をお願いしたいと思います。

私が今お話をした国交省所管の国際建設技能振興機構というところは、当初、何か三人の体制で始まつたと。国交省からいらつしゃっているKさんという方と三人で始まつて、一体どうしたのか。その国交省から来た方が、まず、お知り合いの行政書士を仲間に入れて、三人体制で始まつた。それから、三人でそんなチェックなどを到底無理だということで、その皆さんのお脈を使つて、行政書士、社労士、そういう方を地方は契約で確保している。本部十名、地方二十四名、地方は、行政書士、社労士、大半が契約であると聞いておられます。

地方を見ますと、行政書士、社労士の資格を持つていて、もう第一線でのお仕事をのかれ、仕事を半分やつて半分は畠をやつしたり、そういう方がいらっしゃるので、契約でやつてもらうということは人の確保ができるない中では大変助かりつていて、そういうお話をありました。当初、地方に拠点はゼロでして、最近ようやく、広島、愛知の建設関係の受け入れ先が多いということがあります。

行政書士ですが、その適性や能力を踏まえて、職員としての採用ということは十分あります。そのためにはなかなか考えております。

一方、実地検査等の業務、具体的に言えば、計画の認定、それからあと、実際に事業場に入つて検査をする、こういう業務につきましては、この法律の八十八条に業務の委託という規定がございまして、機構は主務大臣の認可を受けて業務の一部を委託することができますが、この中で、機構は、技能実習に関する計画の認定とか事実関係の調査、これは国のかわりにやるという公権力の行使的な問題でございますので、この部分については委託をすることができない形になつてござります。

そういう契約なのは私も承知しておりませんがどういう趣旨で、先ほどの契約という形のもので何とも申し上げられませんけれども、実地検査等の主務大臣が機構に行わせている業務、これにつきましては第三者に業務委託はできない、すなわち、社労士や行政書士という資格の中での業務として、いわゆる業務委託という形のものはできないと理解しているところでございます。

しかしながら、一方で、それ以外の業務につきましてはそういう専門の方を活用することはできますので、どのような形でこの法律に違反しない形で業務に参画していただけるかというのは、今後考えていただきたいと思っております。

○井出委員 たしか四月二十六日の法務、厚労の連合審査で、井上さんの御答弁だったと思うんですが、これまで、JITCOですけれども、基本的にパトロール的なことはやってこなかつた、トロール的なものも当然必要になつてくると私は思つておりますが、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるというのが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このような形の中で、先ほど申しましたように、これはいわば国の権限、国の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

いますので、この法律の八十九条一項の中で、業務は主務大臣の認可を受ければ委託をすることができるんですけれども、計画の認定にかかる事務ですとか事実関係の調査そのもの、そういうものについては機構みずからが行うことという整理にはパトロール的なことはやつてこなかつた、トロール的なものも当然必要になつてくると私は思つておりますが、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるというが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このようないわば國の権限、國の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

いましたが、いまして、先ほど申しましたように、私は、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるとい

うが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このようないわば國の権限、國の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

いましたが、いまして、先ほど申しましたように、私は、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるとい

うが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このようないわば國の権限、國の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

いましたが、いまして、先ほど申しましたように、私は、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるとい

しかしながら、一方で、それ以外の業務につきましてはそういう専門の方を活用することはできませんので、どのような形でこの法律に違反しない形で業務に参画していただけるかというのは、今後考えていただきたいと思っております。

○井出委員 たしか四月二十六日の法務、厚労の連合審査で、井上さんの御答弁だったと思うんで

いましたが、いまして、先ほど申しましたように、私は、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるとい

うが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このようないわば國の権限、國の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

いましたが、いまして、先ほど申しましたように、私は、その認識がおありかどうか。それをやる際に、必ずしも正規の職員で対応できな部分、そこを、そうやって地方の人材、地方の行政書士会ですか労士の会の皆さんですとか、そういうところと連携しながらやつていたらいいと思うんですよ。私は、そういうところを柔軟にやつていただき、何か問題があつたところだけ労働基準監督署と人国管理局の両方の人人が行つて、同じことを聞いて帰つてくるとい

うが現状のようになっていけるケースもございまして、そうした地方の人材を活用してパトロール的なものをやつしていく、ぜひちょっとそういう計画というか運びを検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

外国人技能実習機構におきましては、先ほど申しましたように、実地検査という形で、適正な事業運営が行われているか、実地に訪問して検査をする、先生が言うところのパトロールに相当するものだと思っております。その際、技能実習法違反などの不適正な事案を把握した場合には、是正を指導し、改善を求めるという適切な対応をしていきたいと思っております。

このようないわば國の権限、國の業務、そういうものをいわば一部代行しているようなものでござ

沿つて調査をされていると思うんですが、ただ、それを一つの参考には十分できるんじゃないかなと。

それぞれの調査にはそれぞれの目的がありますから、何かその一つの調査をかちつとこちらに流用させていただくというわけにはいかないと思いまが、参考にした運用、計画の認定といふものは考えられると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

國人技能実習機構が、国内の監理団体や実習実施者に対しまして、帰国する実習生への調査票の配付や調査への理解、協力を求めるよう、機構からそれらの者に対して指導するというのが一点でございますが、もう一点、先ほど先生からの御指摘もありましたように、送り出し国との二国間取り決めによりまして、送り出し国政府及び送り出し機関への協力を求め、帰国後の実習生に回答、返信を強く働きかけてもらうということをしたいと考えておるところでございます。

これらによりまして、法案の成立後、二国間取り決めを交わしました送り出し国におきましては、送り出し機関への周知、指導に要する期間も考慮し、当該取り決めの発効の翌年度から、帰国する実習生を対象に、フォローアップ調査の回答割合ができる限り高くなるよう取り組んでまいりたいと思つております。

その上で、全体としての回収率の目標につきましても、現状の目標値二〇%を上回るような形のものにしたい、検討してまいりたいと思っております。

○井出委員 二十六日に塩崎大臣は、二〇%じゃ低過ぎるぞと思つていたので、何か最初答弁しなかつたんですけどね、数字を。それで、どうして役人は二〇%と答えたのに何でんたは言わないと聞かれて、いや、私は低過ぎると思ってるんですというお話をありましたので、二〇%を相当上回らないと大臣も満足しないと思いますので、そこは重要な課題であるということを申し上げておきます。

それから、きょうはちょっとと時間をとつて介護の関係を聞いていきたいと思います。

技能実習で介護が加わることについて、さまざま懸念はこれまで言わされてきたとおりです。それに対して、平成二十七年二月に、外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会が中間まとめを出した。その中に、介護職のイメージ低下を招かないようにする、外国人について日本人と同様の待遇、日本人労働者の待遇、労働環境の改善努力

が損なわれないようにする、もう一つ、介護は対人サービスであり、また公的財源が提供されいることを踏まえれば、その質を担保して利用者の不安を招かないようにする、このことが極めて大事であつて、それについて七つの大項目で具体的な提案をしております。

まずはやはり言葉の問題です。

基本的に日本語を理解することのできるN₄、この水準を入国のときの基準として課し、さらにもう一段上のN₃ですか、指示のもとであれば決められた手順に従つて基本的な介護を実践でき、これを望ましい水準として個々の事業者や実習生の自主的な努力を求め、二年目の業務への円滑な移行を図ると。

これは、入ってくるときは基本的な日本語を理解するN₄でいい、だけれども、その一段上が望ましいから、個々の事業者や実習生は頑張つてください、そういうことだと思いますが、これは、送り出し側、国、機関、それから、日本に来たときの最初の二ヵ月間の研修する場所、そこの日本語に対する取り組みというのも当然のごとく重要な要素であつて、さつき伺つた二国間取り決めに入れてもいいぐらいの、日本語をきちっと学んでくるような、そういう仕組みをつくるスタートするぐらいの慎重なスタートが今望まれているのではなかつともう一歩踏み込んでお願ひしたいと思います。

入国の準備、送り出し側も含めた日本語教育の準備についてどのようにやつていかれるのか、お考えを聞きたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申しあげます。

今委員御指摘のように、具体的に、一年目は、N₄程度を要件としつつN₃程度を望ましい水準

とし、また、個々の事業者、実習生の自主的な努力を求めて、二年目の業務への、N₃レベルへの円滑な移行を図ることでございまして、これには選抜、どういう人をきちんと準備して送り出すようにするのか、それから、技能実習生に研修をする、それから、それだけではなくて、自

律学習、御自分で勉強していくだけるように促すそういう支援、それを自律学習の支援と呼びます

が、今申し上げましたように、来ていただく人を選ぶ際、それからその人たちへの研修を行うことと、それから自律学習への支援というようなことでもって所要の水準に行くようにしていくことがあります。

確かに二年目に移行できるようにしていくことが大事なんだと思つております。

これが求められている点では、委員といたことが求められている点では、委員といたことを一緒にしているものだと思っております。

○井出委員 今既に実施をされているEPAですが、これから新たに在留資格で加わる介護の方は、ある程度勉強というものがきちっと想定されておりますし、この間、視察に行つた際会つた、介護施設で働いていた外国人の方は、週に一日、日本語を勉強する時間をおいていたりといふよ

うな話もありました。

同じような仕組みがこの技能実習でもきちっとあればいいんですけども、今までの答弁等を少し見ますと、EPAと比べると、何か、Eラーニングの環境整備とかをするというような答弁は拝見をしたことがあるんですけども、私自身がE

ラーニングでペトナム語、中国語をやれと言われてもいいぐらいの、やはりきちっと教えてい

ただくような環境というものを技能実習においてもきちっとつくつていただくということをもう一歩踏み込んでお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○堀江政府参考人 政府といたしまして、介護の職種追加がされた場合には、他の職員との会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が担保されるということが介護に特有の要請でございまして、今御質問の中でありましたEラーニングもも

ちろんござりますけれども、入国当初の講習期間に集中的に日本語教育を行うプログラムを作成して就労開始後の学習負担が軽減されるようになります。

しかし、あるいは、監理団体による日本語学習に関する相談、指導などの実習生の自律学習の支援といつたこと、技能実習生が適切に日本語を理解するためには、物事だと思ひますので、日本語といふについては大変重きを置いていただきたいと思ひます。

語学習を行うことができる環境整備について具体的に検討していくことが大事だらうと思つております。

先ほどお話をいただいたケアポートのところでも、私も別の機会に伺わせていただきましたけれども、やはりEPAでも、ほかの施設から回つてあそこの施設で勉強していただいたようなところがあるというようなこともございました。やはり、監理団体の方から受け入れ機関の方に、しっかりとそういう自律的な学習の支援をしていただけたようにお願いしていただくようになります。

○井出委員 恐らく、日本語の学習に力を入れてくれるような受け入れ機関というのは、この間視察に行つたような、ああいう経営の割合しっかりとした、国際貢献を受け入れようと思つていましたので、そういうしつかりした経営とお気持ちはなきやだめだと思いますし、忙しくて猫の手もかりたいんだ、そういうようなところで果たして日本語を教えるような時間と環境をつくつてくれるのかということは、私は今、大変疑問に感じております。

そこは、先ほど申し上げました実地検査もありますし、何年かしてきちっと見直すときに、これがだめだとなれば、やはりこれをある程度制度で決めていかないと。私は、今の時点でも制度で決めた方がいいぐらいに思つてますね、二国間の取り決めで入れてもらつてもいいんですけども。そういう意味で、この日本語の能力については大変な憂慮がある。

この中間まとめによれば、単に日本語を理解するだけじゃなくて、認知症の方もいる、基本的とはいえた専門用語もある。さらに言えば特定の方言もある、そこまで書いているわけがあります。これは、法律ができれば全てオーケーということではなく、むしろ法律ができてやつとスタートといふのが物事だと思ひますので、日本語といふについては大変重きを置いていただきたいと思ひます。

それから、日本語とも大変絡んでくるんですね。が、この中間まとめでは、技能実習生に対する適切な評価システムを構築していくことが重要だと。一年目、二年目、三年目、それから延長で五年ということが想定されるのであればということで、いろいろな基準をそれぞれ設けているんです。

いかと思います。

年目以降については体制を整えて行う、こういうことだと考えてございます。
いずれにいたしましても、制度を具体化する際にしつかりと検討をしていく、こういうことだと思ひます。

ガイドラインを作成して、二年目以降の技能実習生が夜勤をするような場合に問題が起きないような体制というのを、ガイドラインなりを通じて、受け入れ施設から監理団体、それから厚生労働省、そして実習生の皆さんで共有して進めていく、こういうふうなことではないかと考えております。

○ 堀江政府参考人 今御指摘いただいたようなあれで、御指摘といいますか御質問の前のところにあつたわけでござりますけれども、受け入れる施設が開業したばかりで、この間御視察いただいたようなところと異なつて、当初、人を集めたり、あるいは初めて高齢の方を受け入れたりというようなことではたばたしているようなところでは対象外になるとの報告書で書いてあるんですけれども、それは技能実習生に関するものではないとということを今きちつと言つていただけるのか。それともう一つ、夜勤の問題は、一年目はやらないというようなことが書いてありますか、それ以降については少しはつきりしたところがございません。訪問系のサービスと夜勤についての見解を改めていただきたいと思います。

後で聞こうと思ってるんですけども、そのため、介護固有の要件を設定すべきだ、小規模な受け入れ機関の場合は人数は常勤職員総数の一〇%だ、二十人だったら二人、十人に一人、しっかりと指導ができるようになると。その理屈は、私は、夜勤でも変わらないと思うんですね。昼間は十人に一人の指導体制で、夜だけ二人に一人でいいという理屈は成り立たないと思いますし、むしろ夜の方が多いいろいろあるんじゃないかなと思いますので、もう少し夜勤についても、それは、大変有能な実習生にとっては私の意見というのではなくて、やらないとびしつと線を引いていただけかなあいかどうか、そこの点を伺いたいと思います。

認にどこでは当然の気持ちだと思います、それはなぜかといえは、下手にたくさん、自分たちの指導能力以上の外国人を受け入れて事故でもあつたで、ソフトランディングしていくというのは、受け入れ機関にとつてはまず一番気をつけることだと思うのです。

さはさりながら、やはり介護は、特に夜はいつ何ときどういうことがあるかわからない、そういう状況もありますので、ソフトランディングの意識というものを受け入れ機関だけが持つていてはだめだ。計画の認定に当たつて、やはり介護分野といふものは、ある程度状況、結果が見えてくるまでは、計画の承認においてソフトランディングが必要である。それは果たして運用でできるのか、個別の計画の審査だけができるのか、それとも、法律じゃないけれども、何か一定の基

○井出委員 そのガイドラインがどういうことになるのか、それは、私たちも、法律の議論だけじゃなくて、引き続き見続けなければいけないかな、そういうふうに思います。

先ほど、受け入れの施設が、ます、開所から三年たっている、三年を安定的に運営してきている施設から外国人実習生の受け入れを認めます、そういうお話をありますて、それもこの中間まとめに書いてあるんです。「実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定すべきであり、その要件として、設立後三年以上経過した施設をその対象とすることが望ましい。」とあるんですけれども、三年だつたらいいんですかといふところなんですね。経営状態の安定というのであれば、三年たついても三十年たついても経営状態が悪かつたら認めない、そういう判断もきちっとできることかどうかというところを教えていただきたい

いけないといふようなこともありますて、開設後三年以上経過した施設とすべきといふようなことも書かせて貰ひます。

〔委員長退席、井野委員長代理着席〕
○堀江政府参考人 今委員がお話しになつた、最

準をつくつておいていただいと、一律にソフトランディングを図れるようにしていく方が私はいい

あと、三年以上経過した施設、安定している機
関へ限る。つまり、二年後、三四年後、五六年後

それから、訪問系サービスについては利用者と介護者が一対一で業務を行うことが基本だというところでございまして、その特性いたしまして、訪問系サービスでは、まだ実習生でございますので、きちつと目も届きにくいというふうになつてもいけませんので、それについては実習期間の中では見ない。それから、夜勤で一人でお任せするというふうなことがあって問題があつてもいけないといふことの、防止という意味では、一年目については夜勤は控えていただい、二年目以降については、指導者の体制などをしっかりと確保しながら進めしていく、こういうことになるのではな

初でござるからと申しますと、この「申し」はおがくと
一回目の参考人質疑のときに、根本参考人が想
本参考人はこの座長をしていただいているわけでございまして、危険がない、少ない部分から少しずつソフトランディングしていく形とすべきといふうにお話しいただいているわけでございます。その感覚は私どもも共有しながら、ただいろいろ技能実習で、訪問系サービスはさすがにどうかな、相当慎重にということで、しないといふことですが、それでも、夜勤の部分については、しっかりととした体制が確保できるのであれば、それは否定し切るということでもないのではないかといふふうに思つております、一年目はしない、

のから思ひます
そういう意味で、夜勤の、今、一年目はしない
というその線引きだけで果たしてそのソフトラ
ンディングのところが担保されるのか、そこは
ちょっと疑問でございますが、いかがでしょう
か。

○堀江政府参考人 実際にこの制度が施行される
際には、それまでの間にいろいろ検討していく
わけでございまして、今委員御指摘のように、い
い施設の心構えだけに頼るのはどんなものか、そ
この懸念があるのでないかということでござい
ますけれども、厚生労働省の方では、よく業界団
体とも連携いたしまして、しっかりと受け入れの

○堀江政府参考人　今の最後の部分の御質問からお答え申し上げますと、施設ということを基準を見ておりまして、法人単位で見ているものではございません。
それから、「経営が一定程度安定している機関に限定すべきであり、その要件として、設立後三年以上経過した施設をその対象とすることが望ましい。」となつてゐるわけであります、三年以上経過していることが望ましいはそのとおりでござるが、これは、それぞれ固有の介護の施設なのか、それとも、例えば施設全体を運営している法人なのか、そこを伺いたいと思います。

いますがけれども、それが経営が安定していることの全てをあらわすかどうかというのは今後の検討だと思いますし、それだけではないんじゃないのか。それこそ、経営状態が悪いところ、あるいは人数が足りないところ、人數というのは、職員の人数があつぶあつぶになつてているようなことがあつてもいけないわけでございまして、その辺は、あくまで技能実習生でございますので、そうしたところに負担がかかり過ぎないようにする、こういうことだと思います。

○井出委員 今お話をいただいているようなことがきちつと実践されて、それからまた、ここにも書いてあるんですが、小規模な受け入れ機関、常勤職員数三十人以下、そのときは常勤職員総数の一〇%までとする。そういうようなことを、ここに書いてあることをきちつと守つていただければ、実習制度が始まつて急に日本じゅうの介護施設に外国人がふえるというようなことは、これをきちつと守つていただければならないのかなというふうに私は今判断はしています。

ただ、その一方で、建設ですか縫製ですか農業で、きのう参考人の方もたくさん不適切な事例の紹介がありましたが、そういった、介護で来てくれた人がある日突然みんななくなっちゃつた、気がついたら介護が必要な人だけがほんと一人そこにいたみたいなことはあってはならないことだと思いますし、ほかの業種でこれまで起つてきた問題からすれば、介護に対する懸念が非常に強いというのは皆さんにも十分御理解をいただけると思います。

この中間まとめ、ここにもいろいろ、個別の要件として定めると書いてあれば、その一方で、何とかが望ましいというようなものもあるんですねども、ここに具体的に書かれているものについてはきちつと守つていただけるのかどうか、そのことを明確に伺いたいと思います。

〔井野委員長代理退席、委員長着席〕

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。
報告書の中には本当にたくさんのことことが書いて

ありますので、その中で一点を抽出してお答え申し上げれば、技能実習制度の中で対人サービスとして初めての職種追加の検討であるということから、より的確な対応が求められることを踏まえる必要があるということに尽きるのかなというふうに思つております。

それを踏まえまして、累々のいろいろな関係の要件をこの報告書の中でもまとめていただいていて、それをまた、いわゆる固有要件、技能実習制度全体に通ずる要件ではなくて、介護に関する要件ではなくて、介護に関係する

固有要件として制度実施までの間に適切に定めていく、こういうことになるんだろうというふうに考えております。

○井出委員 この中間まとめが、固有要件という

今おっしゃつた単語を使って表現をしているの

は、やはり人數の話ですね。小規模な受け入れ機

関は常勤職員総数の一〇%までとする、常勤職員

の範囲ですか、さつきの夜勤も、一年目はやら

ない、二年目以降の実習生に限定するというこ

とを書かれているんですが、それ以外の、先ほど

も、やはりこれをきちつと守つていただく。

法律は法律で大事です。ただ、これが、実態、

運用面がよくなつてもらわないと、介護の方の介

護に対する懸念といつもの、懸念が拭えれば、よ

りました。ではもう少し外国人と日本人でワイン、

ウインの関係をさらに深めようということもでき

ますけれども、最初ですから、実態、運用、現場

においてはこっちの方が法律より大事だと私は

思つております。

○堀江政府参考人 いかがでしょうか。

○井出委員 今お答え申し上げます。

○堀江政府参考人 今お答え申し上げます。

○井出委員 今お答え申し上げます。</p

ざいましょうし、さらに、例として時々出ておりました実習実施者との相性の問題でございます。相性が悪く、客観的にもこれは技能実習の継続が期待できないというような場合などにつきましては、その対象とすることについて検討していく必要があると考えてございます。

あと、受け入れ先との関係でございますが、これは、最終的には民民の関係で受け入れ先がなければだめなことになりますが、それをどうやって探していくかという仕組みの問題であろうかと思ひます。

第一次的には、実習実施者との関係で困難になつておれば、監理団体がまず転籍先、実習先を探していくことになりますし、そこでもうまく見つからない場合には、機構のいろいろな業務の中で把握しておる情報をもとに、あるいは監理団体に情報を提供して探してもらつ場合もあるし、あるいは、監理団体が扱うのが適当でないケースであれば、例えば、技能実習生に、こういう受け入れ企業がありますよということで直接交渉してもらう。あるいは、それも期待できなければ、さらに一定の連絡調整、法律上許容される範囲内といふことになりますけれども、できる限りのそういう支援をしていくことになるうつと思ひます。

○井出委員 今、やむを得ない事情についていろいろ例示をいただきまして、相性を例示されて、継続が期待できないときはやむを得ない事情と認めるという例示があつたと思つんですけれども、やはり実習ですので、継続ということを一つ考えていたいたいというのはこれまで議論してきた中で大変ありがたいお話をなと思うんです。

そうしますと、何かあつたときに転籍ができる。そのときに、実習生にそういうやむを得ない事情が発生してから探し出すのか。むしろ、機構ですか監理団体は、特に監理団体などにやつていただきたいんですけども、これは人數の受け入れ制限がありますから、その兼ね合いでも難しいところはあると思うんですけれども、監理団体

にはぜひ、各受け入れ機関の余力、そういうものをおらかじめふだんからつかんでおくような、計画段階でも、一年間でどういう節目があるのか、それは業種等によって違うと思うんですけれども、あらかじめ、常に何があつたときには監理団体が、あそこは余力があると言つていたな、そういうことが事前からわかるような取り組みというものを監理団体に求めていていただきないと、せつからく指針を今の実態に合わせていただいているという理解だと思うんですけれども、その実効性が出てこないと思うんですよ、見つからなきやだめだと今おっしゃつたんですから。

ですから、監理団体は、ふだんから実習機関の余力を把握しておく、そういうことをやつていただきたくお願いしたんですけども、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 監理団体は、本来の業務として定期的に実習実施者の監査をしていくわけでございます。その中で、今、何年目のどの段階の技能実習生が何人いるか、どういう状況でやつてゐるか、あるいは、その受け入れ先のいろいろな経営状況といいましょうか、業務の状況の中で適正に実習が行えるかどうかということを常に見ておるわけでございますので、自分が実習監理をしておる受け入れ先についての情報は、監査をする以上、監理団体がきちんと把握できる状況になつてござりますので、まず自分の、監理団体が持つておる受け入れ先、実習実施者の中での実習先変更についてのいろいろな情報というのはしつかります。

さらに、ほかの監理団体の方との連携をどのようにつけていくかというのは今後の検討課題でございますが、技能実習制度をよりよくしていくためにどのような関係を構築していくのがいいのか、これから検討させていただきたいと思ひます。

○井出委員 これまでの議論で井上さんがおつしやつていたような自由気ままな移動ですか、これから検討させていただきたいと思ひます。

この場合、正当な理由がある場合はそもそも除かれるというところが恐らく一番大事な点になつてくるかと思いますが、正当な理由がある場合は在留資格の取り消しの対象にならないということは、現在の取り消し事由、六号ですね、三ヶ月以上活動していないとき、その場合も、現在もあればそれをどのよう判断するかということにつきましては、現在は入国審査官が事実の調査を行います。今回法規でお認めいただければ、事案によつては警備官も事実の調査ができるようになります。そのように、入管側の職員が、関係者から事情を聞いたり、いろいろ帳簿書類等をチェックするなどして調べた事実の結果というのが一つございます。

これも実習生との絡みも少し出しておりますが、在留資格の取り消しのところですね二十二条の四関係。正当な理由がなく所定の活動を行つておらず、かつ、他の活動を行つたは行おうとして在留している。この中で、実習実施者がやむを得ず一時的に実習ができない、そういうときに、これが不當に適用されるんじゃないかな。そういうことはございませんと、いうことをこれまでも言つていただいているんですねけれども、そこを、実際にどういう判断をしていくのか。見た目の現象だけを捉えてしまうのが、それとも、きちっと話を聞いてやつていただけるのか。

特に、在留資格の取り消しは、実習生に限らず慎重にやつていただきたいというのがまず総論なんですが、そこも含めて、不当に適用しないといふところをどのように担保していくのか、そのあたりをお話しいただきたいと思います。

○井上政府参考人 在留資格取り消し事由の新設についてのお尋ねでございまして、本来の活動を行つておらず、かつ、他の活動を行つたは行おうとして在留しているということにつきましては、恣意的な運用が行われないことをどのように担保を認めいたします。

そして、今後、新しい在留資格の取り消し事由をお認めいただいた場合におきましては、入国審査官や入国警備官に対しまして、事実の調査や意見聴取を適切に行つて正当な理由の有無を的確に判断するよう、もちろん改めて周知いたします。

○井出委員 恣意的な運用が行われることがないようについてのを、この分野は個別のケースで大変難しいんですけども、入国審査官ですかそれとも、万が一にも恣意的な運用が行われることがないように努めてまいりたいと考へております。

○井出委員 恣意的な運用が行われることがないようについてのを、この分野は個別のケースで大

は現実的に可能なんですか。こういう場合は明らかに正当な理由に当たるからこれを適用してやいかぬとか、そういう何か、例示、ガイドラインみたいなものを作成することができるかどうかといふところを教えてください。

○井上政府参考人 新しい条文が運用されるような場合には、特にその運用につきまして現場いろいろ指示をしたり教育したりすることになるわけございまして、その中で、典型的に認められるであろうという事例でありますとか、あるいは過去の事例においてこういうものが正当な理由になつてているとか、そういうものをなるべく具体的に提示して、統一的なうか、安定した運用ができるようにしているところでござりますし、今後もそのようにしてまいりたいと思います。

○井出委員 今も典型や事例集があつてやつてないといふことです。そこは私が不勉強ですので、これはまた改めて勉強させていただいた上で伺つていきたいと思います。

それからもう一つ、今回の法律で、罰則の部分ですね、うそをついて入ってきた人、それから當利の目的でそういう者の手続にかかわった者という部分があるんですが、特にこれは、そういう業務にかかる弁護士さんや行政書士の方から、自分たちの業務の支障になるのではないか、そういう懸念の意見をいただいています。

業務として入国、在留手続の申請代理を行う弁護士や行政書士に七十四条の六がどういう形で適用されるのか。代理業務ですから、基本的には依頼者の言つことが正当だと思つてお受けになると思つんですね。特に弁護士さんなんかは、そういう業務と別で、もともと裁判などの分野では、代理人のためにと、うぐい、代理人の利益が弁護人の利益だぐらいのお気持ちも一定の職責としてあるわけですから、そうした代理手続に当たる方に対し、この七十四条の六の適用というものをどういうふうに考えていくのか、その点について

の見解を伺いたいと思います。

○井上政府参考人 お答えいたします。

まず、今御指摘いただいた七十四条の六という犯罪でございますが、これは、例えば、営利の目的で不法入国等の罪に当たる行為の実行を容易にした者は三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処するということで、一定の不法人國等の罪の帮助行為これを営利の目的でやつたときに加重処罰するという規定でございます。

そして、今回、いわゆる不正上陸ですね、偽りその他不正の手段で許可を得て上陸した者などを処罰する規定を新設いたしますので、その犯罪を容易にする行為もこの加重処罰規定の対象にします。

その部分につきまして、仕事上申請に関与する

弁護士であるとか行政書士への適用関係はどうかというお尋ねと伺いましたが、この罰則の構成要件につきましては、特定の職種や身分の者を限つてゐるものではございません、一般的に書いてございまして、逆に、一定の者を除くとともにしていないでございます。したがいまして、営利の目的で、これは故意犯でございますので、故意を持つて不正上陸の犯罪行為に関与すれば、そういう事実関係が認められる場合には、これは、行政書士である、弁護士であるから、これを業務として行つたからといって、本条の適用が排除される

という形でございません。罰則としては一般的な形で定められてございます。

しかしながら、これは、今申し上げましたように、そもそも故意犯でございます。偽りその他不正の手段によつて、本来得られない、許可されないはずのものが許可されるような手段が用いられていた事案だということを認識しないければこの犯罪の前提を欠きますので、例えば、非常に巧妙であるのでその書類が偽造されているのに気づかなかつたなどといふこともございましょうし、あるいは、不注意で気づかなかつたという過失がある等ございます。過失にとどまる場合につきま

しては、これは故意犯には当たりませんので、そのような場合には処罰されないということになります。

したがいまして、通常、良識を持つて業務に誠実に当たつておられる弁護士さんや行政書士さんが、故意があるとしてその規定を濫用的に使われるようことはないと考えてございます。

○井出委員 故意があるかどうか、ほかの刑事犯罪とかでもこゝは非常に難しいところだと思つん

ですが、例えば難民の申請ですね。条約難民の定義というものが厳格に定められていて、日本で

地から在留が認められるということはあつて、それは、故意ともなかなか言いにくいと思いますけ

れども、何かしら認められる事情があつて、難民

という申請結果は出ないけれども、人道的な見地

から別の形で在留が認められる。

だから、そういうものにかかわる弁護士さんと

か行政書士さんがいたときに、それにかかわる弁

護士さんとか行政書士さんも、結果として人道的

に認められれば何ら問題はないと思うんですけれ

ども、でも一方で、当然、まず、難民申請してき

た方が人道的に在留が認められるかどうかという

ところの判断に当たつて、一度は恐らく、いや、

これは故意なのかどうかという目は向けなきやい

けないと思うんですね。結局、性善説を見て、

性悪説にも立つて、フラットに見て結果的に人道

的に在留が認められると思うんです。

だから、そういう意味では、この難民申請とい

うものが最終的に人道的に在留が認められるケー

スであったとしても、故意かどうかというチエッ

クを一度かけなきやいけない。恐らく、弁護士さ

んとか行政書士さんとかは、そこが一番懸念だと

思つんでよ。はなから悪いことをしようとして

いれば、もうそれはこのとおり故意で罰せられ

て当然なんですけれども。

ですから、在留資格自分が思つていたものと

違つて認められるようなケースもあるわけです

から、こここの見きわめといふものは大変難しいと

思いますし、それにかかわってきた弁護士さんと行政書士さんがその問題を心配するのも至極当然なことであつて、そのところは非常に難しい問題ではあると思うんですが、今言つたようなことをちょっと考えていただけないかなと思いますけれども、どうですか。

○井上政府参考人 ちょっと御質問の趣旨を正解していいないかもしませんが、仮に難民の申請に関する業務を取り扱う場合には、多くの

事件では、一般的の刑事案件のような物的な証拠が余りなくて、ほとんど本人の供述の信用性的の判断にかかるという事例が多くございます。そういた

事件では、特に難民の申請の場合には、多くの

問題ではあると思つますが、今言つたようなことをちょっと考えていただけないかなと思いますけれども、どうですか。

○井上政府参考人 ちょっと御質問の趣旨を正解していいないかもしませんが、仮に難民の申請に

世界ではないといふところをしつかりと考へていただきたい、そういうふうにお願いをいたしました。

残つた時間、少し大臣にお伺いをしたいんです。が、冒頭申し上げた待遇の問題と、それから途中申し上げた転籍、それから介護なんかもそうだが思ふんですが、全体として、この法律の、制度の改善をしていきますという部分、そこは一定の評価は確かにあります。ただ、それは、もう再三申し上げてきましたが、実地の検査ですね。

これまでパトロールというものは基本的にやつてこなかつたと。それが、少しやつしていくということになると思うんですけれども、冒頭に申し上げましたように、マンパワーが足りないからできませんというよりも、マンパワーを何としてでも、いろいろな方のお力をかりて拡大してでも、実地検査の実効性、制度の適正化の成果というものの、制度が実際に適正化されているというところをきっちりとつていくこと、そのためには実地検査といふものは非常に重要だと思います。

○岩城国務大臣 先ほど来、委員との議論を伺つておりまして、やはり、この制度の適正な運用のためには、実地検査は重要な役割を果たすものにならんと思つております。ですから、御指摘のありましたマンパワーの点等も踏まえまして、これら、検討すべきものは検討してまいりたいと考えております。

○井出委員 報酬についていえば、完全に計画段階の、説明責任を果たされたものがきっちり履行されているかは、始まってからの確認以外はないと思います。

これは全ての問題にリンクしてくるんですけれども、私が再三取り上げてきております転籍の問題も、そのところの状況といふものをぶんから見ておいていただくということは大変重要です。ですから、そういう意味では、現状、どうしても、実習機関は三年に一回、監理団体は極めて

職責が重いので一年に一回ですけれども、実習実

施機関は、三年に一回だと、何かトラブルがあつて、やむを得ない事情があつて移動したい、移動を認めます、でも、なかなか見つからなくて帰つちやう、そういうサイクルが一年、二年の間に行われて、三年に一回、ようやく実地検査の人が来たときにはその人はいなかつた、そういうことではこの制度の問題点といふものは解消しませんし、ぜひ、三年に一度というところを、これを五年に一度に後退されたら困るんですけれども、三年に一度にこだわらず、マンパワーも含めて検討していく、そういう意気込みをお示しいただきたいたとおり、新たに、例えば実習実施者が明らかに指導力を欠いているなど、認定された技能実習計画の実施が見込まれない場合とか、それから、実習先の法令違反等により技能実習計画が取り消された場合、また、実習実施者との相性が悪く客観的にも技能実習の継続が困難と判断される場合などについてもその対象として検討してまいります。

さあ、実地検査の回数の問題、それからマンパワーの問題についておたたしがありました。先ほど官川局長からも答弁がありましたとおり、法務省としても、適切に対応できるよう、厚生省と協力をして検討してまいりたいと考えております。

○井出委員 実は、私の地元でも実習生をめぐる問題が過去にありまして、その真相といふものは両者いろいろな言い分があるんですが、ただ、それが思ふよりも劇的に速いといふようなお話をされていました。ですから、先ほど笹川先生もそうした全体論のお話を触れられていましたけれども、これからそうした議論はどうしても避けられない。

これは法務省だけの議論では当然ないと思うんですけれども、ただ、今までいけば、ほつて

ですから、トラブルがあつた後というよりも、やはり、トラブルがあるにしてもっと初期の段階、それから、できればないことが望ましい。そ

ういう意味では、三年にこだわらず、また、さつきの八十八条でしたか、委託はできるけれども、まだ自分たち実習機関の人間でやっていくん大事などころなので自分たちでやつてきますと

いうところも、法律の、その趣旨は、大事などころだから自分たち実習機関の人間でやっていくんですというところは大変結構なんですけれども、ぜひ、実効性のところできちつと実がとれるよう

な、制度の改善と、この法律、目的でずっとどうたつてきますので、その目的が果たされたように、この部分と、いうものは、大臣も先頭に立つていただきたいです、また局長にも先頭に立つていただきたいな、そういうふうにお願いをします。

それから、最後に、この制度のこれから、外国人労働者の受け入れの議論とセットだと言われておりますけれども、私は、ずっとこれを議論してきて、最初は、建前と本音が分かれていると。まあ、今も思つていますけれども、ただ、建前に合わせるのか本音に合わせるのかわかりませんが、研修制度、実習制度といふものも、必ずしも一〇〇%、全部廃止しようと今は余り思つてはいいんですね。

ただ、そうはいながらも、〇九年に大きな改正があつて、研修から技能実習になつた、そこが恐らく、実態が労働的なものに変わってきた一番の目目かなと私は思つてゐるんです。

きのうの参考人の中で、私が今お話ししたような、やはり労働的なニュアンスが強まつてきていく上林さんがおつしやつていて、それも結構、自分が思うよりも劇的に速いといふようなお話をされていました。ですから、先ほど笹川先生もそうした全体論のお話を触れられていましたけれども、これからそうした議論はどうしても避けら

れない。

これは法務省だけの議論では当然ないと思うんですけれども、ただ、今までいけば、ほつて

おいてもこの制度がどんどん労働的な性格を強めていかざるを得ないと思うんですね。今

まで、人数もふえてくる、機関もふえてくる、職種も広がつてくる。だから、そうしたときにこの制度を一体どう考えていくのか。

別に、今すぐ、あしたからこの制度をやめて全部在留資格にしろみたいなことは、当初は思つたんですけど、今は申し上げないんですけど、ただ、いざれこの制度も、改善、改善だけでやつていただけるのか、それとも、改廃と申しますが、制度としての役割を終えた、そういうことも今の調子でいけば来ざるを得ないと思うんです。

この制度自身の歴史がそういうことを物語つてゐると思うんです。

この制度の将来像について、少しコメントをいたさないといふと、この制度の歴史がそういうことを物語つてゐると思うんです。

○岩城国務大臣 外国人労働者の受け入れにかかる制度としての役割を終えたものとして、これまでの、この制度についてのお話がございました。

技能実習制度は、開発途上国等への技能の移転を通じた国際貢献という重要な意義を有する制度でありまして、今回の法案によりまして、より適正化を図りつつ、その制度趣旨に沿つたものとした。

そこで、外国人労働者の受け入れにつきましては、技能実習制度の見直しとは別に議論されるべきものであると考えております。

我が国の少子高齢化、さらに入口減少が進む中で、我が国経済社会の維持発展のために外国人労働者を受け入れることのは非やそのあり方につきましては、国民各界でさまざまな御意見があり、近時議論が活発化しているものと承知をしておりまして、政府としてもその検討を進めていく必要があります。

そして、中長期的な外国人材の受け入れの方につきましては、昨年六月に閣議決定されました日本再興戦略において、「真に必要な分野に着目しつつ、」総合的かつ具体的な検討を進め

る。「移民政策と誤解されないような仕組みや国際的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。」とされております。

したがいまして、法務省としましても、出入国管理を所管する立場から、この検討に積極的に参画をしてまいりたい、そのように考えております。

○井出委員 中長期的な議論は、今お話しされた答弁、繰り返しの答弁だったんですが、私は、建設とか、私の地元の農業もそうなんですが、天気によつても左右されますし、物事が大変不規則ですし、中には、私の地元なんかは、海外の農業大学校と連携をしていこうというような取り組みも今あるやに聞いているんですけども、そういう趣旨と中身実行していることが一致すれば大変いいかなと思うんです。

ですから、実態が本当に人材不足だと言われているある一定の職種というのはこれからだんだん労働の方の在留資格の議論になつてくると思いますし、技能移転、研修、実習だと、学ぶということは本来であれば留学とかそつちの方の在留資格だと僕は思うんですが、ただ、そつちは、留学というのは向こうがお金を払つて来るもので、この制度というのは、給料をこつちが出して、そして、こつちで仕事をしてもらうけれども向こうに技術を持ち帰つてもらうという分野で、お金を稼ぎたいという二一ヶが一番高いというのがまさにそれを物語つているんです。

ですから、私は、この技能実習制度といふものは、将来的には、やはり縮小、それから役割を終える、そういう労働の方になるのが留学の方になるのか、日本の外国人受け入れのメインの制度としては、もうそういう見込みはないのではないかなど。かつての、開発途上国に対する技術移転が始まったときから、もう性質も社会情勢も変わつてきていると思います。そういうことを考えれば、いずれ、縮小なり、役割を終えたというものをどこかで覚悟しながら議論していかないとい

けないと思います。

そういう厳しい御觉悟というか、厳しい現実があるということの御認識があるだけ、最後、伺います。

○岩城國務大臣 当面、私ども、技能実習につきましては、法案が通りましたら新しい制度でこれを活用していきたいと考えておりますが、委員御指摘のとおり、これから時代の変遷によりましてどういうふうな対応が可能かということは、さまざま面から議論をし、国民の皆様方のコンセンサスを得て対応してまいりたいと考えております。

○井出委員 終わります。

長時間、時間をいただきまして、きょうはあります。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終りました。

次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党的清水忠史でござります。

本日も、外国人技能実習法案、入管法改正法案について質疑をいたします。

今度の法案は、国際社会の批判をかわすため

に、アメリカだとかあるいは国連だとかから、奴隸労働だとか人身売買だとか批判されてきたわけですね。それで、その批判をかわすということ

で、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護

という観点で、その実効性はどうか、規制は強化しようという中身になつてているとは思うんですね。

同時に、それとどまらず、これは括弧づきだと思ふんですが、優良な監理団体には、実習期間の延長、三年から最長五年、さらには受け入れ枠の拡大を認め、対象職種についても、今回初めて

お尋ねの介護の指導は、介護を必要とする方あるいはその介護をする人、介護者に対して介護福祉が行う指導をいうもので、具体的には、他の介護職員や家族に対して、入浴、排せつ、食事等に係ります介護技術の指導や、利用者本人に対しての楽な起き上がり方、あるいは福祉用具の適切な利用の仕方などの介護上の指導等が含まれるものと考えています。

○清水委員 つまり、今の答弁をお伺いしますと、この法案で、介護実習生、新たに業種に介護を二号に設けるわけですが、在留資格「介護」を与えられた留学生の介護福祉士は、技能実習生の介護の身分で働いている実習生を指導することができるということですか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

近年、高齢化の進行等に伴いまして、質の高い介護に対する要請が高まる中、外国人留学生が日本高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した場合に国内での就労が可能になるよう制度をつくることが求められているということでした、今般、在留資格「介護」を創設することとしたものでございます。

これは、「日本再興戦略」改訂二〇一四に、我が国で学ぶ外国人留学生が日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格を取得した場合、引き続き国内で活躍できるようになつての拡充を含めて行う、こういうことでございま

す。

○清水委員 質の高い介護に対する要請が高まるので、留学生が卒業してそのまま本国に帰るのは忍びない、在留資格を与えて、そのまま介護福祉士として働いていただこうということなんですが、この提案理由の説明の中で、これらの新規に在留資格を与えた外国人の介護福祉士に、介護または介護の指導を行なう業務に従事する活動を行うことを可能とする、こう書いているんですね。

この指導という言葉、これは何ができるということなんでしょうか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの介護の指導は、介護を必要とする方あるいはその介護をする人、介護者に対して介護福祉が行う指導をいうもので、具体的には、他の介護職員や家族に対して、入浴、排せつ、食事等に係ります介護技術の指導や、利用者本人に対しての楽な起き上がり方、あるいは福祉用具の適切な利用の仕方などの介護上の指導等が含まれるものと考えています。

○清水委員 さらに制度設計していくと言わた

んですが、今の答弁をおさらいしますと、結局、それは排除されない、介護の技能実習生を、新たに在留資格を設けた、養成学校を出た介護福祉士が指導できるということなんですね。

連合審査会におきましても、いわゆる介護人材の不足を国内の人材で賄うのか、それとも外国人材で補うのかということが非常に議論になりました。厚生労働大臣やあるいは厚生労働省は基本的に国内でというふうに述べられたんですが、基本的に背景には例外的にということも設けられるわけなんですね。

先ほど答弁がありましたように、新たに在留資格「介護」を設ける出入国管理の方では、質の高い介護に対する要請が高まる、一方でこう言つておきながら、いわゆる技能実習生一号でいうとN4レベルです。日本語検定四級ですか、二号になると三級、N3、こういう日本語レベルを求めるというんですが、これが本当に担保できるのかどうか非常に怪しいと私は思うんですよ。

実は、盛山副大臣、私、日本語検定のテストといふのをちょっと調べました。それで、経験といふ漢字、それから何々した途端に途端に途端、これを漢字で書きなさいという設問があるんですね。す

ぐわからないと思うので私が言いますけれども、これはN3の問題なんですよ。N3レベルなんですね。

田所政務官、ことわざで朝三暮四というのがあります。これの意味について問う設問が検定にあるんですが、これは何級だかわかりますか。私が

答えを申し上げますと、N4なんですよ。これがN4ですよ。

中国の方は、この朝三暮四というのは中国古来の故事ですからわかるかもしませんが、フィリ

ピンだとかインドネシアの方々が朝三暮四なんというのをあらかじめ理解して日本に来ると思われますか。ところが、あなたの方の法案では、N4レベルで一号にまざなつてもらう、そして、二年目にはN3レベルの二号になつてもらうと。

今、介護が本当に人材不足で、そもそも、日本

の不足を国内の人材で賄うのか、それとも外国人材で補うのかということが非常に議論になりました。厚生労働大臣やあるいは厚生労働省は基本的に国内でというふうに述べられたんですが、基本的に背景には例外的にということも設けられるわけなんですね。

先ほど答弁がありましたように、新たに在留資格「介護」を設ける出入国管理の方では、質の高い介護に対する要請が高まる、一方でこう言つておきながら、いわゆる技能実習生一号でいうとN4レベルです。日本語検定四級ですか、二号になると三級、N3、こういう日本語レベルを求めるというんですが、これが本当に担保できるのかどうか非常に怪しいと私は思うんですよ。

実は、盛山副大臣、私、日本語検定のテストといふのをちょっと調べました。それで、経験といふ漢字、それから何々した途端に途端に途端、これを漢字で書きなさいという設問があるんですね。す

ぐわからないと思うので私が言いますけれども、これはN3の問題なんですよ。N3レベルなんですね。

田所政務官、ことわざで朝三暮四というのがあります。これの意味について問う設問が検定にあるんですが、これは何級だかわかりますか。私が

答えを申し上げますと、N4なんですよ。これがN4ですよ。

中国の方は、この朝三暮四というのは中国古来の故事ですからわかるかもしませんが、フィリ

ピンだとかインドネシアの方々が朝三暮四なんというのをあらかじめ理解して日本に来ると思われますか。ところが、あなたの方の法案では、N4レベルで一号にまざなつてもらう、そして、二年目にはN3レベルの二号になつてもらうと。

今、介護が本当に人材不足で、そもそも、日本

国内で、介護福祉士の資格を持ちながら従事されていらない方が五割以上おられるわけですよ。なぜこの人たちが介護の職場にいないのかというと、やはり低賃金、劣悪。こういう介護の職場環境を改めることをまずやらずに、日本語レベルについて非常に疑問の残る、コミュニケーション能力についても不安が残る、また、先ほど方言の問題も言わされました、日本の文化との違いも言わされました、こういう人たちについて上限を設けずに拡大していくこ。そして、そういう人たちの指導は、いわゆる出入国管理法で新たに在留資格を設け、養成施設を出した介護福祉士に指導させるといふのをもとに実地調査を実施しております。また、厚生労働省等との相互通報制度によりまして、相互に情報を共有して調査に生かしているほか、地方入国管理局において労働基準監督機関との合同調査を実施するなどしております。

しかし、技能実習における不適正な取り扱いが依然としてなくならず、その原因として、制度の趣旨を十分に理解せず、技能実習生を低賃金労働者として扱う監理団体や実習実施機関があることが考えられます。また、入管法令や労働関係法令の遵守に関する点を含め、監理団体や実習実施機関などに対する政府の指導監督体制が十分でないことがあります。そこで、法務省といたしましては、現行の技能実習制度では組みみとして十分に対応できない人権侵害や法令違反などの諸問題を解決するとともに、技能実習制度の趣旨の徹底を図り、技能実習制度の一層の適正化を行つていくため、本法案を国会に提出したところであります。そして、本法案により、技能実習制度が本来の意義どおりの役割を果たせるようにしてまいりたい、そのように思っています。

○井上政府参考人 お答えいたします。

出国審査における声かけの点につきましては、これまでのところではございませんが、今のお尋ねの人数でございます。今現在しておることは、技能実習生で在留期間の残余がある場合、通常、みなし再入国の対象となる中長期在留者に当たりますので、出国認証を行つ際に、本人に対する本邦に再入国する意思の有無を確認す

大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○岩城國務大臣 入国管理局におきまして、技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行つたと認められる旨を通知した実習実施機関等の数につきましては、平成二十二年の制度見直し直前の時期と比較しますと低い水準にとどまつておりますが、ここ数年は増加傾向にありますことから、法務省におきましても、一層しつかりした対応が必要であると認識をしております。

そして、現行制度におきましても、入国管理局においては、不適正な技能実習に係る申し立て等をもとに実地調査を実施しております。また、厚生労働省等との相互通報制度によりまして、相互に情報を共有して調査に生かしているほか、地方入国管理局において労働基準監督機関との合同調査を実施するなどしております。

しかし、技能実習における不適正な取り扱いが依然としてなくならず、その原因として、制度の趣旨を十分に理解せず、技能実習生を低賃金労働者として扱う監理団体や実習実施機関があることが考えられます。また、入管法令や労働関係法令の遵守に関する点を含め、監理団体や実習実施機関などに対する政府の指導監督体制が十分でないことがあります。そこで、法務省といたしましては、現行の技能実習制度では組みみとして十分に対応できない人権侵害や法令違反などの諸問題を解決するとともに、技能実習制度の趣旨の徹底を図り、技能実習制度の一層の適正化を行つていくため、本法案を国会に提出したところであります。そして、本法案により、技能実習制度が本来の意義どおりの役割を果たせるようにしてまいりたい、そのように思っています。

○清水委員 今、岩城大臣は主に二つのことを言われたと思うんですね。一つは、やはり制度の趣旨を理解しない悪質な監理団体や実習実施機関、プロトコルの内在もありますけれども、こういう大幅な受け入れ拡大、こういったことについての受け入れ拡大、こういったことについては、参入者質疑を聞かれていますが、これが大きな問題であります。これは法務大臣にまず所見をお伺いしたいんでありますけれども、一番大事なことは、参入者質疑を聞くのがいいという声がありました。

これは法務大臣にまず所見をお伺いしたいんでありますけれども、一番大事なことは、参入者質疑を聞くのがいいという声がありました。

これは法務大臣にまず所見をお伺いしたいんでありますけれども、一番大事なことは、参入者質疑を聞くのがいいという声がありました。

前回御答弁いたしましたところではござりますが、今のお尋ねの人数でございます。今現在しておることは、技能実習生で在留期間の残余がある場合は、強制帰国を予防するための一つの手段、そういう位置づけで理解していただきたいと思います。

前回御答弁いたしましたところではござりますが、今のお尋ねの人数でございます。今現在しておることは、技能実習生で在留期間の残余がある場合は、強制帰国を予防するための一つの手段、そういう位置づけで理解していただきたいと思います。

その確認したかどうかという形での統計はとつてございませんが、他方、技能実習生が期間の途中に帰国した人数というものは統計がござります。これは平成二十七年でいくと一万三千四百七十九人となつてございまして、これらの者につきましては、通常の業務の過程で、出国の審査の場でその意思を確認しておるというふうに理解してございます。

○清水委員 今、去年だけで一万三千四百七十九人の方が帰国されたということなんですね、技能実習生のうち。つまり、十九万人いるうちの一萬三千四百七十九人ですから、約十四人に一人ですよ。十四人に一人の実習生が途中で帰国するんですよ、在留期間を残して。それで、今確認したら、あなたは意に反して帰らされようとしているのかどうかという統計はとつていないとこありました。

では、聞きたいんですけれども、審査官に対して訴えた件数、ちょっと私は帰りたくないんですね、実は無理やり帰られようとしているんです、帰りたくないんですけど訴えた件数は、その一万三千四百七十九のうち何件ありましたか。

○井上政府参考人 その点に関する統計はとつてございませんので、把握しておりません。

○清水委員 では、審査官から関係機関へ通報した件数、先ほど答弁の中にもありましたように、実習生から訴えを聞いて、問題がある場合は関係機関に通報する、これは井上局長自身がおつしやられたので、その件数、去年何件あったか教えてください。

○井上政府参考人 その点についての統計もとつてございませんので把握してございませんが、前回も御答弁いたしましたとおり、そういう審査の場において技能実習生からの訴えがちゃんと出るようになります。よくその周知を図るという活動も今後していくかなければならぬし、審査官の方も有効に聞き出せるような声かけのあり方を検討していくかなければならないというふうに前回もお答えいたしました。

いりたいと思つております。

○清水委員 私は、もう一問、その通報により技能実習に戻ることができた件数についてもお伺いをとつておられないと思うんですよ。

強制帰国を防止するための一つの施策といいながら、どれだけの訴えがあつて、どれだけの人が強制帰国させられようとしていて、審査官に訴えた件数がどれだけで、通報件数がどれだけあって、どういう機関に連絡をして、そしてどれだけの人が技能実習に戻ることができたのか。こういう実態をつかまないで、これを一層努力していくますと言わざるも、本当にこれが強制帰国をやめさせる担保になるのかどうか、私たちは判断しようがないと思うんですよ。

強制帰国がなぜ行われるかということなんですが、これは参考人もおつしやつておられました。大小あるけれども、実習生は母国で借金するわけですよ、何十万、何百万。これを抱えてやつてくれるわけで、大体三年の実習期間のうちにその借金を返済する計画を立てるわけですよね。

ところが、生意気だとか口のきき方が悪いとか、実施機関、実施者からセクハラやパワハラを受けたとしても、帰れと言われたら、借金だけが残るわけなんです。だから、黙つているしかないわけなんですね。

私は、ちょっと実例を挙げます。聞いていただきたい。

二〇一四年、中国人実習生の女性は、恋愛をしたことが規約違反、恋愛禁止、AKBみたいですね。くしくも四十八条で、不當に自由を侵してはならないと今回ありますけれども、恋愛したことが規約違反だとして、あした帰国してくださいと監理団体から告げられ、早速次の日には彼女を銀行へ連れていって、貯金を全部引き出させて、口座を解約させて、そこから出国費用、九万円の渡航のチケット代を徴収したというような例があり

で、二人の実習生が監理団体職員に寝込みを襲われ、拉致のような形で強制帰国させられそうになつた事件がありました。これはどちらも福井県のことです。

また、別には、監理団体が警備会社を雇つて、空港まで車に乗せて、半ば拉致のように連れていく。このときは、警備会社の職員がみずからを警察と名乗つていたといふこともあるんですね。

結局、これらの強制帰国が本当にこの法案で防止されるかどうかということについては、やはりこれまでの検証というものが一つあってこそだと思いますが、それについての具体的な数字がないということになりました。

結局、嫌ならやめる、やめれば帰らなければならぬ、このように強制帰国というのが実習生に対するおどしとして使われてきたわけなんですね。

このおどしとして作用のある強制帰国について、今度の法案は、どのような実効性ある解決策を用意しているんでしょうか。努力目標ではなくて、この法案の中で、強制帰国を防止する、そういう条文がありますか。

○井上政府参考人 実際に技能実習を打ち切つて帰国させてしまった場合については、技能実習の計画どおり実習を行わない、そのものでございまので、これは計画の認定の取り消しあるいは監理団体としての許可の取り消し等の対象になりますして、その結果、欠格事由、五年間に当たるということで、技能実習の世界から退場していただくなうことになると思います。

あるいは、実際に強制的に帰国させないが、させるぞとおどして、労働、労働といいましょうか技能実習を強制させたような場合にどうなるかということにつきましては、これは、監理団体が行えます、事案の証拠関係によりますが、四十六条の中でいわゆる労基法上の強制労働に準じた禁止規定を設けておりますので、それの罰則も設けてございますので、それに当たり得るということになつた事件がありました。これはどちらも福井県のことです。

○清水委員　今言われたようなことが機能していれば、私は、これだけ強制帰国の事例、あるいはその未遂も含めて、発生していないと思うんですよ。実際に実習期間を終えずに帰国させた場合は監理団体や受け入れ先を処分するというんですから、帰らされた実習生は救えないじゃないですか、帰らされてしまつたら、どう未然に防ぐのかということが大切なんですね。

それで、申告すればいいというお話でしたけれども、きのうの参考人質疑で鶴松参考人が述べられました。相談を受けたら、茨城県という約束だったのに、実は福島県のいわゆる原発関連の仕事をさせられていた、放射能が怖い、居住制限区域、こういうところで働かされている。ところが、これを告発しようとしたら怒られた、やめておくようにと、訴えについては取り下げる。

結局、帰らせるぞ、やめさせるぞと言われたら、物が言えないんですよ。構造的に何があるのかといえば、対等でない労使関係です。移転の自由がないということです。送り出し国に保証金を握られているということですよ。

この技能実習制度の最大の問題点は何かといえば、本来当たり前のようである労使の関係を構成する要件の中に、使用者側と労働者だけではなくて、監理団体とか送り出し手数料だとか、こういうお金をせしめる利益構造があるからですよ。だからこそ、さまざまなる法令やあるいは主務省令によつてこうした不当労働行為や人権侵害行為をやめさせようと思つても、できないんです。

審査ブースの問題についても、実態を握つておられないといふことでありますので、何の説得力もないと言わなければなりません。

次に、私、まだまだ聞きたいことがあるんです

けれども、ちょっと難民の問題についても質問をしておきたいというふうに思います。

ちょっと資料を見ていただきたいと思うんであります。これは難民認定の申請件数です。わかるもので直近八年です。

そもそも、日本の場合は、難民申請件数に対しても認定数というのが非常に少ないんですね。二〇一五年でいいますと、申請総数は七千五百八十六件あります。この七千五百八十六件のうち認定された難民の数というのは何人か、お答えいただけます。

○井上政府参考人 平成二十七年における難民の認定数は二十七人になります。

○清水委員 資料の一枚目をごらんください。そこに難民認定件数のグラフをお示ししております。

二〇一五年でいいますと、認定総数はわずか二十七名。七千五百名の申請に対しても二十七名しか認定されなかつた。そのうち、見ていただいたらわかりますように、空港や港で申請して認定された人はわずか一人。空海港以外で申請し認定された人が二十六人ということで、認定数もさることながら、申請件数においても、空海港よりは別の迂回ルートで申請をするという人が圧倒的に多いんですね。これはやはり、空海港で申請してもなかなか認められないという実態が実はあるんじやないかというふうに見てとれるわけです。

それで、多くの難民申請者は、例えば、短期滞在の後、申請をする。その後、就労許可が出れば働きながら、あるいは働けない人は、NGOとかNPOとかボランティアとか、あるいは弁護士だと行政書士のサポートを受けながら、生活を絞つて難民認定がおりるまで待つわけですよね。多くの方々のサポートがあるわけですね。

今回、法改正の中で、入管及び難民認定法の方

では、偽りその他不正の手段によって入国しようとした者を罰するという規定です。同じく七十四条の六で、それらの行為の実行を容易にした者と

して同様の罰則を設けています。

先ほど井出委員とのやりとりの中でも、いわゆる故意でなく過失の場合は当てはまらない、あるいは誠実に業務に携わっている弁護士や行政書士を罰するものとは考えていないというふうに井上

入管局長は答えたんですが、そもそもこの規定が、難民認定をしようとしている方々あるいはそれを支援しようとしている周りの方々に萎縮効果を与えてはならないというふうに思うんです。そもそもこの規定を守らざるを得ないからといふかがでしようか。

○井上政府参考人 今回新設しようとする罰則は、偽りその他不正の手段を用いて、いわば入国審査官をだまして上陸許可を受けるような行為でございまして、このような行為は一般的に許されるものではなくて、当然処罰されるべき行為を处罚するということになるわけでございまして、殊さら難民認定申請者を狙つたような規定でないことは明らかでございます。

そして、難民認定申請者は、そもそも、迫害から逃げてきたときには、本邦に上陸した空港で直ちに難民認定申請することも可能でございます。難民認定申請以外にも一時庇護上陸許可といふ制度がございまして、そのようなことも案内してございますし、ポスター等も張つてございまます。そういうこともござりますので、難民認定申請者を萎縮させるようなことはないと考えております。

○清水委員 まだまだ聞きたいことはありますけれども、時間が来ましたので、これで終わります。

○木下智彦君 次に、木下智彦君。

本日も、お時間をいただきましてありがとうございます。と言いながら、私も時間が短くて、し

かも、この後もう一つ質問があるので、ぱっと終わらせていただきたいと思います。

もう聞くことは同じなんです。今まで聞いたことと同じことの繰り返しになつてしまふのかなと思うんですね。先ほど来、清水委員もお話ししされていましたけれども、やはり労使関係が普通の労使関係じゃないからというふうなことを言われていたんですね。中に監理団体があつたりとかプローカーがいたりとか、そういうのがあるから

でも、そもそも私思つんすけれども、労使関係、労使というものがこの外国人技能実習制度にあるものなのかなと。これは難しい考え方だと思います。実際に実習をしてもらつから、実習をするわけですね。実習をするというのは、どういう形で、労働という形で実習をする。その労働を労働者は提供するのか、それとも、技能を修得して自分の国に持つて帰つて中で広めるということなのか。いろいろな人が介在するから、労使関係が普通じゃないから問題が多いんだというよりも、そもそも労使というものがちゃんと成り立つものなのかなどうなのが、成り立つていのものなのかなどうなのかということも問題だと思うんです。そういうことも含めてちょっとと考えさせていた

ました。現時点では留学生として入学している方も年平均數十人程度いまして、平成二十六年度も五十九人が入学しているわけでござりますけれども、この方々、これまでの枠組みの中では、勉強しても、その後、日本で働くわけではないわけでもございまして、やはりそういうものを勉強したこと思つている方も相当いるというような、日本での介護技術を取り入れようとする具体的な動きも見られているわけでござります。

こうしたことを踏まえますと、日本の介護技術を他国に移転することは国際的にも意義あるものと考えております。これが今回の趣旨というこ

とでござります。

また、現時点では留学生として入学している方も年平均數十人程度いまして、平成二十六年度も五十九人が入学しているわけでござりますけれども、この方々、これまでの枠組みの中では、勉強しても、その後、日本で働くわけではないわけでもございまして、やはりそういうものを勉強したこと思つている方も相当いるというような、日本での介護技術を取り入れようとする具体的な動きも見られているわけでござります。

ただ、これまでの枠組みの中では、勉強しても、その後、日本で働くわけではないわけでもございまして、やはりそういうものを勉強したこと思つている方も相当いるというような、日本での介護技術を取り入れようとする具体的な動きも見られているわけでござります。

日本が他の国と比較しまして高齢化が急速に進展している、また、認知症高齢者への対応など、福

祉ニーズの多様化、高度化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとしている動きも出てきているということをございまして、先例となるEPAで働かれた方の感想でも、やはり高齢者の生活を支える仕組みの充実とか、そうした

ことにつきまして学ぶものがある、こういうことでございます。

開発途上国、とりわけASEAN諸国においては、今後、我が國以上のベースで高齢化が進展することが予測されてございまして、これまで日本が蓄積してきました認知症ケア、自立支援などの介護に関する知識、技術の修得や人材の育成に対するニーズは増大するものと考へてござります。現実に、これまでベトナム及びモンゴルから技能実習生を送り出すことに対する要望が出されております。

また、現時点では留学生として入学している方も年平均數十人程度いまして、平成二十六年度も五十九人が入学しているわけでござりますけれども、この方々、これまでの枠組みの中では、勉強しても、その後、日本で働くわけではないわけでもございまして、やはりそういうものを勉強したこと思つている方も相当いるというような、日本での介護技術を取り入れようとする具体的な動きも見られているわけでござります。

こうしたことを踏まえますと、日本の介護技術を他国に移転することは国際的にも意義あるものと考えております。これが今回の趣旨というこ

とでござります。

○木下委員 国際貢献、一言で言つたらそうだと。今、いろいろ説明をされました。でも、今のお話を、幾ら整理して言つても、どうも、政府が出版されているいろいろな文書を見ていると、それを組み合わせてみると、そつちが本来の目的じゃないような気がするんですね。これも何度も言つています。

例えばこの出入国管理の、今回の法案の関係資料、大臣が最初に趣旨説明されたところですけれども、一番最初に出てくる、今の冒頭の言葉とす

ごく似ているんですねけれども、「近年、高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まる中」と。質の高い介護に対する要請が高まるというのは、どこから高まっているんだと。これは国内ですよ、どう見たって。「高齢化の進行等に」と。

それで、外国人留学生が日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した場合に国内での就労が可能となるような制度をつくることが求められていると。それと違うことも言われました、海外でもそういうニーズが高まっていると。でも、一番冒頭に、この出入国管理にそうやって書いてあるんですね。

もう一つ、これは前にもお話しさせていただきました。産業競争力の強化に関する実行計画、閣議決定が平成二十七年二月十日にやられたもの。これの中の重点施策の内容というところで、雇用制度の改革、人材力の強化。人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立つて、働き手の数の確保、労働生産性の向上の実現に向けた思い切った政策等々が必要だということが書いてあります。少子化対策に直ちに取り組むと同時に、世界水準の高等教育や云々というふうなことが書いてあるんです。

その中で書いてあることは何か。何をするか。施策の項目として、大項目、「外国人技能実習制度の抜本的な見直し」、今回の法案につながるもの。その中で、その下のところに、「施策の内容及び実施期限」というところに介護が書いてあるんです。「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加」と書いてある。

この前文で書いてあることは、労働力確保だと。書いてあるんですね、労働力、働き手の数と。働き手の数に技能実習制度を利用し、そして

この介護を職種追加しようとしているように見えちやいますよ、幾ら言つたつて。

でも、この外国人技能実習制度、大臣、何度も言わっていましたと思います、これを適正化するんだと。ですから、いろいろな問題があるところを適正化するんだ、それで、それこそブラック企業状態も解消するんだとかいうことを言わっていました。でも、適正化するのは、政府の方針と、この外国人技能実習制度を活用するかどうか、外国人の労働力を日本の働き手として活用することと、どうか、ここが私、一つの問題だと思うんです。

これは大臣、多分答えは決まっていると思うんですけれども、どうですか、日本の働き手として外国人技能実習制度を活用するということなんですか、それとも違うと言えますか。それをちょっとはつきりとおっしゃつてください。

○岩城国務大臣 先ほど委員から御指摘がありましたが、それとも違うと見えますか。それが恐らく、きょうも、清水委員もそうだし、井出委員もそうです、言われていたようないろいろな問題を解決する一番の糸口になるんだ、私はそういうふうに信じておりますので、ぜひともそういうお話を政府内で進めていっていただきますように、よろしくお願ひいたします。

大臣、最後にそのお言葉だけいただきまして、終わにしたいと思います。

○岩城国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、この問題につきましては、政府全体として検討していく課題であると承知をしておりますし、法務省も法務省として、その役割を果たしていくと考えております。

○木下委員 ありがとうございます。以上で終りました。

○葉梨委員長 以上で木下智彦君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

○木下委員 ありがとうございます。今のお言葉、皆さん、どう感じられたかわからないですけれども、私は非常に心強いたしました。というより、一步踏み込んだんじゃないかなと思うんで

す。

る。

ということは、大臣が今言われたことを考えた

ら、今、ちょっと私がここでさつと読ませていた

だきましたこの閣議決定、産業競争力の強化に

する実行計画の中で、働き手と外国人技能実習制

度抜本的見直しと、同項目の中に書いているよう

に見えてしまうことであるとか、あとは、前にも

お話ししさせていただきましたが、日本再興戦略の

中にも同じような形で書かれているんですね。

そ

ういつたところもしっかりと見直しをしていただ

きたいんです。

しっかりとそれぞれ別個の議論として、

ちゃんとこれから先へ進めていくこと、これが恐

らく、きょうも、清水委員もそうだし、井出委員

もそうですね、言われていたようないろいろな問題

を解決する一番の糸口になるんだ、私はそういう

ふうに信じておりますので、ぜひともそういうお

話を政府内で進めていっていただきますよう

に、よろしくお願ひいたします。

大臣、最後にそのお言葉だけいただきまして、

終わりにしたいと思います。

○岩城国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、この制度趣旨に沿つたものとして今後とも活用していくべきものであると考えております。

一方、外国人労働者の受け入れにつきましては、技能実習制度の見直しとは別に議論をしていく必要があります。その点で、これも先ほど御指摘ありましたがとおり、今回の法案により適正化を図りつつ、その制度趣旨に沿つたものとして今後とも活用していくべきものであると考えております。

一方、外国人労働者の受け入れにつきましては、技能実習制度の見直しとは別に議論をしていくべきものであると考えております。委員が御紹介された参考人の方の御意見等も含めまして、我が国の少子高齢化、人口減少が進む中、我が国経済社会の維持発展のために外国人労働者を受け入れることにつきましては、国民各界でさまざまなお意見がありまして、議論が活発化しております。

そういうことを踏まえまして、政府全体として

その検討を進めていく必要があると考えております。

○木下委員 ありがとうございます。以上で終了いたしました。

○葉梨委員長 以上で木下智彦君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十二条のうち出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及び口の改正規定のうち「平成二十七年法律第二号」を「平成二十八年法律第一号」に改め

<p>附則第十四条のうち行政事件訴訟法別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十年法律第一号」を「平成二十八年法律第二十号」に改める。</p> <p>附則第十五条のうち所得税法別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第二十号」に改める。</p> <p>附則第十六条のうち法人税法別表第二医療法人(医疗法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る)の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第二十号」に改める。</p> <p>附則第十七条のうち印紙税法別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に關する文書の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第一号)第八十七条第一号及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る)(業務の範囲)の業務に關する文書の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第一号」に、「第五号」を「第六号」に改める。</p> <p>附則第十八条のうち登録免許税法別表第一中第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える改正規定のうち第六十三号中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第一号」に改める。</p> <p>附則第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の四十の項の次に次のように加える改正規定のうち四十の二の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第一号」に改める。</p> <p>附則第二十条のうち消費税法別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加</p>	<p>える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第二十号」に改める。</p> <p>附則第二十二条のうち独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第二十号」に改める。</p> <p>附則第二十三条のうち公文書等の管理に関する法律別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える改正規定のうち外国人技能実習機構の項中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第一号」に改める。</p> <p>附則第二十四条のうち厚生労働省設置法第九条第一項第四号の改正規定中「平成二十七年法律第一号」を「平成二十八年法律第一号」に改める。</p> <p>附則第二十四条のうち厚生労働省設置法第二十一条第一項の改正規定を削る。</p>
--	--

平成二十八年六月一日印刷

平成二十八年六月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局